

決議案第 13号

村田康助議会運営委員長に対する不信任決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和2年12月18日 提出

提出者 新城市議会議員 山田辰也
賛成者 新城市議会議員 澤田恵子

理由

この案を提出するのは、村田康助議員が議会運営委員会委員長、予算・決算委員会委員長としての職務に取り組む姿勢に不備がありふさわしい対応でないこと、議会内では年長者としての立場でありながら、女性議員への恫喝、度重なる政務活動費の不明瞭な請求、また令和2年7月の問責決議、近隣住民からの苦情などに対して真摯な対応を取らず釈明もしないなど、新城市議会として総合的に判断し不信任決議を表明する必要があるからである。

村田康助議会運営委員長に対する不信任決議

村田康助議員は前副議長でもあり、現在は議会の円滑な運営を担う立場の議会運営委員会の委員長、また市議会の要である予算・決算の議事を進める立場の予算・決算委員会の委員長でもあります。議会において委員長として運営方法に不具合があり、議会中に支障をきたす事態が多々発生していることは周知の事実である。

しかも新城市議会としての役割を果たす重要な立場であり議会内の年長者であるにもかかわらず、女性議員への恫喝や、平成28年度29年度30年度における政務活動費に対する疑義の払拭への不誠実、その中では主導的な立場でありながらこれを解決し新城市議会の正常な活動を促すことを怠っている。

なお農業に携わっている際に、水田の畔の草を100メートル程も可燃性の液体をまき火をつけ除草し近隣からの苦情にも対応していないなど、市議会全体の信頼と秩序保持のため、議会の責任においてここに村田康助議会運営委員長に対する不信任を表明する。

以上、決議する。

令和2年12月18日

新 城 市 議 会

決議案第14号

山崎祐一議員に対する辞職勧告決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和2年12月18日 提出

提出者 新城市議会議員 澤田 恵子
賛成者 新城市議会議員 山田 辰也

理由

この案を提出するのは、山崎祐一議員が、再度の辞職勧告決議に対しても弁明をせず、その後も自ら宣言した市民への説明の機会も持たず、関係した市民への謝罪もしない態度は、今後の議会全体への信頼と秩序保持の観点からも、到底看過できるものでない為、ここに再再度の辞職勧告を表明する必要があるからである。

山崎祐一議員に対する辞職勧告決議

この案を提出するのは、山崎祐一議員が平成25年度及び平成26年度における地域活動交付金申請時に、弁償実体のない虚偽の領収書を2年にわたり業者に作成させ市に提出し交付金を受け取った。これが判明することで地域活動交付金の返金に至り、新城市議会議員政治倫理審査会がおこなわれ柴田賢治郎委員長のもとで、平成30年12月5日に全会一致をもって新城市議会議員政治倫理条例 第9条第3号の「議員辞職の勧告」を意見とすることに決定した。

しかしその際の本人の弁明にある「直接市民の皆様とひざを交え事実をお伝えすることで、疑義を正し信頼の回復に努めたい。」との発言も一部のみの説明にとどまり、まして関係した地元市民への謝罪さえ無い状態が続くことは、新城市議会全体の信頼と秩序保持の観点にも背くものであるとし、令和2年9月議会においても再度辞職勧告決議が提出され議決された。

だが再度の辞職勧告にもかかわらず、弁明をしないこと自らの発言を守らない態度は容認できない為、ここに山崎祐一議員の真摯な対応を求めるとともに、新城市議会として、議会全体の信頼と秩序保持のため、議会の責任において山崎祐一議員に対し、辞職勧告を表明する。

以上、決議する。

令和2年12月18日

新 城 市 議 会